

## 薬剤交付支援事業（令和5年8月1日以降の取扱い）

（問1）令和5年8月1日以降、0410事務連絡に基づく服薬指導を行う場合の調剤報酬上の取扱いは終了となるが、本事業は継続されるのか。

（答）事業実施期間が令和5年3月1日～令和6年3月31日となっている令和4年度（令和5年度への繰越分）の本事業については、令和5年8月1日以降も、予算の範囲内において、継続して実施されます。

（問2）令和5年8月1日以降の支援事業の対象に変更があるか。

（答）「薬局における自宅療養等の患者に対する薬剤交付支援事業実施要綱」の第1から変更ありません。  
なお、令和5年5月8日以降は、自宅療養は医師の指示に基づくものとされているため、必ずしも0410事務連絡に基づく「CoV自宅」の記載がない場合もありますが、支援事業の対象になります。

（問3）令和5年8月1日以降、毎月報告の「電話等による服薬指導等及び配送等の実施状況」について、変更はあるか。

（答）令和5年8月分以降は、支援事業の対象となるもののみ報告してください。  
このため、報告様式の「県薬への請求の有無：該当するものに○」が○となる場合のみ報告することとなります。

（問4）問3による報告様式に変更はあるか。

（答）報告様式（エクセル）に、変更はありません。

（問5）都道府県薬剤師会から厚生労働省への報告は、毎月報告のほかに対応しなければならないことはあるか。

（答）都道府県薬剤師会においては、令和6年3月31日までの事業期間終了後、「令和4年度（令和5年度への繰越分）薬局における自宅療養等の患者に対する薬剤交付支援事業委託費交付要綱」に基づき、実績報告書を提出する際、問3による報告内容を事業全期間分（支援事業の対象となるもののみ）にとりまとめて併せて提出してください。

この際、実績報告書と問3による報告内容において、支援対象薬局数及び間接補助事業分の金額が一致していることを確認の上、提出してください。